

兵庫県公報

令和7年3月31日 月曜日 第21号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
教育委員会規則	
○ 兵庫県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則	2
○ 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	4
○ 兵庫県立美術館管理規則等の一部を改正する規則	4
○ 兵庫県教育委員会行政組織規則及び兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	6
○ 兵庫県教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則	6
○ 兵庫県立但馬やまびこの郷管理規則の一部を改正する規則	7
○ 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	9
○ 兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則等の一部を改正する規則	11
教育委員会訓令	
○ 公印規程の一部を改正する訓令	12
教育長訓令	
○ 兵庫県立学校処務規程の一部を改正する訓令	14

公布された法令のあらまし

◎兵庫県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（教育委員会規則第3号）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく学校運営協議会を設置することとし、組織及び運営に関して必要な事項を定めることとした。

◎公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第4号）

へき地手当等の対象となる学校の統廃合に伴い、所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県立美術館管理規則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第5号）

関係規則に定める使用料及び利用料金の基準額について、物価上昇を考慮し、その適正化を図るため所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県教育委員会行政組織規則及び兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第6号）

令和7年度の事務執行体制の整備を図るため、所掌事務等について所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第7号）

社会情勢の変化に応じた内容に見直すとともに、住民の傍聴を促すため、傍聴することができない者及び傍聴人の遵守事項について所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県立但馬やまびこの郷管理規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第8号）

兵庫県立但馬やまびこの郷の設置及び管理に関する条例の一部改正により、社会的に自立することができるよう支援することにより、こころ豊かな青少年の育成を図ることが兵庫県立但馬やまびこの郷の設置目的とされたことに加え、入所に必要な様式の文言及び表現を現在の社会背景や新しい時代に即したのに見直すため、所要の整備を行うこととした。

◎公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第9号）

公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正により、再任用職員に支給する手当にへき地手当に準ずる手当が加えられることを踏まえ、へき地手当に準ずる手当を支給される職員との均衡上当該手当を支給する必要があると認められる再任用職員について定める等所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第10号）

次に掲げる規則に定める利用料金の基準額をそれぞれ改定するため所要の整備を行うこととした。

- 1 兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則
- 2 兵庫県立文化会館の管理に関する規則

3 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの管理に関する規則

教育委員会規則

兵庫県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

兵庫県教育委員会

教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第3号

兵庫県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、兵庫県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 兵庫県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第1項の規定に基づき、その所管に属する学校ごとに、協議会を設置するように努めるものとする。ただし、法第47条の5第1項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令の規定に該当する場合について、二以上の学校について一の協議会を設置することができる。

2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。

(基本的な方針の承認)

第3条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、法第47条の5第4項に規定する基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育課程の編成に関する事
- (2) 学校経営計画に関する事
- (3) 組織編成に関する事
- (4) その他当該対象学校の校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(教育委員会等に対する意見)

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べるができる。
- 3 前項の意見について、法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の教育上の課題を踏まえた事項であつて、職員個人を特定しない一般的なものとする。
- 4 協議会は、教育委員会に対して第1項及び第2項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(組織)

第5条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、学校教育法第53条第1項及び第54条第1項の規定により定時制又は通信制の課程を併せて置く対象学校については、委員20人以内で組織することができる。

2 委員は、次に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が任命する。ただし、第1号から第3号までに掲げる者については、必ず委員に含めなければならない。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (3) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員

(8) その他教育委員会が適当と認める者
(任期等)

第6条 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長及び副会長となることができない。

2 会長が会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第10条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

(委員の解任等)

第11条 教育委員会は、委員から辞任の申出を受けた場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 第9条の規定に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(学校運営に関する評価)

第12条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。この場合において、この評価を兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第4号）第11条の3に規定する当該学校の関係者による評価として取り扱う。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、兵庫県教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

2 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項に次のただし書を加える。

ただし、兵庫県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和7年兵庫県教育委員会規則

第3号)の規定に基づく学校運営協議会を設置する場合にあっては、この限りでない。



公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第4号

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表へき地学校の款1級の項加東市の目を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。



兵庫県立美術館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第5号

兵庫県立美術館管理規則等の一部を改正する規則

(兵庫県立美術館管理規則の一部改正)

第1条 兵庫県立美術館管理規則(昭和45年兵庫県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1模写・模造の款中「3,200円」を「3,500円」に改め、同表撮影の款単色の項中「1,500円」を「1,700円」に改め、同表撮影の款原色の項中「3,200円」を「3,500円」に改め、同表原板使用の款中「3,200円」を「3,500円」に改める。

別表第2短期講座の款受講料の欄から1日講座の款受講料の欄までを次のように改める。

3,500円
6,900円
10,500円
13,800円
18,500円
1,100円

別表第3グランドピアノの項中「8,400円」を「9,200円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント(録音器具を持ち込む場合)の項中「2,100円」を「2,300円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント(録画器具を持ち込む場合)の項中「3,200円」を「3,500円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント(ミキシングセットを持ち込む場合)の項中「5,200円」を「5,700円」に改める。

別表第4グランドピアノの項中「8,400円」を「9,200円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント(録音器具を持ち込む場合)の項中「2,100円」を「2,300円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント(録画器具を持ち込む場合)の項中「3,200円」を「3,500円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント(ミキシングセットを持ち込む場合)の項中「5,200円」を「5,700円」に改める。

別表第5模写・模造の款中「3,200円」を「3,500円」に改め、同表撮影の款単色の項中「1,500円」を「1,700円」に改め、同表撮影の款原色の項中「3,200円」を「3,500円」に改め、同表原板使用の款中「3,200円」を「3,500円」に改める。

別表第6短期講座の款講座の受講に係る料金の基準額の欄から1日講座の款講座の受講に係る料金の基準額の欄までを次のように改める。

3,500円
6,900円
10,500円
13,800円
18,500円
1,100円

(兵庫県立歴史博物館管理規則の一部改正)

第2条 兵庫県立歴史博物館管理規則(昭和57年兵庫県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表模写・模造の款中「2,100円」を「2,300円」に改め、同表撮影の款単色の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表撮影の款原色の項中「2,100円」を「2,300円」に改める。

(兵庫県立円山川公苑管理規則の一部改正)

第3条 兵庫県立円山川公苑管理規則(昭和62年兵庫県教育委員会規則第86号)の一部を次のように改正する。

別表第1カッターの款基準額の欄からカヌーの款カナディアンカヌーの項基準額の欄までを次のように改める。

1艇 1時間につき 2,100円
1艇 1時間につき 1,700円
1艇 1時間につき 1,700円
1艇 1時間につき 600円
1艇 1時間につき 650円

別表第1附属設備の款基準額の欄中「1,500円」を「1,700円」に改める。

(兵庫県立人と自然の博物館管理規則の一部改正)

第4条 兵庫県立人と自然の博物館管理規則(平成4年兵庫県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1模写・模造の款中「2,100円」を「2,300円」に改め、同表撮影の款単色の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表撮影の款原色の項中「2,100円」を「2,300円」に改める。

別表第2の1の部金額の項中「4,600円」を「5,100円」に、「5,900円」を「6,500円」に、「10,500円」を「11,600円」に改める。

別表第2の2の部持込み電気器具用コンセント(録音器具を持込む場合)の項中「2,100円」を「2,300円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント(録画器具を持込む場合)の項中「3,200円」を「3,500円」に改め、同表持込み電気器具用コンセント(ミキシングセットを持込む場合)の項中「5,200円」を「5,700円」に改める。

(兵庫県立奥猪名健康の郷^{さと}管理規則の一部改正)

第5条 兵庫県立奥猪名健康の郷^{さと}管理規則(平成4年兵庫県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表宿泊に利用する場合の款1人で専用利用する場合の項基準額の欄から同款1室の定員の半数を超える人数で専用利用する場合の項基準額の欄までを次のように改める。

1人1泊につき 1,300円
1人1泊につき 1,200円
1人1泊につき 850円

(兵庫県立南但馬自然学校管理規則の一部改正)

第6条 兵庫県立南但馬自然学校管理規則(平成6年兵庫県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表金曜日、土曜日及び翌日が休日である日に利用する場合の款使用料(1人1泊につき)の欄及び金曜日及び土曜日以外の日(翌日が休日でない日に限る)に利用する場合の款使用料(1人1泊につき)の欄を次のように改める。

兵庫県教育委員会会議傍聴規則（平成4年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「物品」を「物」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) ビラ、幕、たすきその他の会議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第3条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を削り、第4号の次に次の1号を加える。

(5) その他会議を妨害することが明らかであると認められる者

第4条第1項第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 静粛にすること。

(2) 会議場における言論に対し、公然と可否を表明し、又は会議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第4条第1項第5号中「前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となる」を「その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害する」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと（ただし、教育長の許可を得た場合はこの限りではない。）。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。



兵庫県立但馬やまびこの郷管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

兵庫県教育委員会

教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第8号

兵庫県立但馬やまびこの郷管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立但馬やまびこの郷管理規則（平成8年兵庫県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「在住する」の次に「義務教育段階における」を加え、「自主及び自律の精神等を養い、学校生活に適応したいという意欲を有し」を「児童生徒自らが、自主及び自律の精神等を養うことや、進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指し」に改める。

第4条第1項中「第1号から第3号まで」を削る。

様式第1号を次のように改める。
様式第1号（第5条関係）

整理番号	
------	--

入 所 願

兵庫県立但馬やまびこの郷^{さと}に入所したいので、許可くださるようお願いします。

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住 所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）

保護者名（団体にあつては、名称及び代表者の名前）

電話（ ） ----- 番

様式第2号を次のように改める。
 様式第2号（第5条関係）

入 所 希 望 調 書

（ 年 月 日現在）

児 童 及 び 生 徒	ふりがな		年 月 日生（ 歳）	
	名前		※性別	
	現住所	〒（ ー ） 電話（ ） ー 番		
	在籍学校名	立	学 年	学 年
	入所希望期間	月 日（ ） ～ 月 日（ ）		
保 護 者	名前		※性別	
	現住所	〒（ ー ） 電話（ ） ー 番		
	入所希望期間	月 日（ ） ～ 月 日（ ）		
指 導 者 等	名前		※性別	
	現住所	〒（ ー ） 電話（ ） ー 番		
	入所希望期間	月 日（ ） ～ 月 日（ ）		
入 所 希 望 の 理 由				
但馬やまびこの郷 <small>さと</small> でしてみたいこと。				
備 考				

- 記入上の注意
- ※「性別」欄の記載は任意です。未記載とすることも可能です。
 - 入所希望期間は、4泊5日以内とします。
 - 「保護者」、「指導者等」欄は、保護者、指導者等が宿泊する場合のみ記入してください。
 - 「備考」欄は、入所に際して配慮事項があれば記入してください。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。



公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

兵庫県教育委員会規則第9号

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「新たにへき地等学校に該当することとなった学校に勤務する職員のうちそのへき地等学校に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して3年を経過していないもの」を「次に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 新たにへき地等学校に該当することとなった学校に勤務する職員であって、そのへき地等学校に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの
- (2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号）第12条又は第13条第1項の規定による採用（退職した日の翌日におけるものに限る。以下「定年前再任用」という。）をされ、へき地等学校に勤務することとなった職員であって、当該へき地等学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転したもの
- (3) 新たにへき地等学校に該当することとなった学校に勤務する職員であって、指定日前3年以内に、定年前再任用をされ、当該学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転したもの
- (4) 定年前再任用をされ、かつ、当該採用の日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、第1号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (5) 定年前再任用をされた職員であって、当該採用の日の前日に条例第4条第1項又は第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなる職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる職員との均衡上必要があるものとして県教育委員会が認める職員

第3条第3項中「当該職員の指定日に勤務する学校が同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に条例第4条第1項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 当該職員の指定日に勤務する学校が同号の異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に条例第4条第1項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 定年前再任用をされた日にへき地等学校に異動したものとした場合に条例第4条第1項の規定により支給されることとなる期間及び額
- (3) 前項第3号に掲げる職員 当該職員の指定日に勤務する学校が、定年前再任用をされた日前にへき地等学校に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該学校に異動したものとした場合に条例第4条第1項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (4) 前項第4号に掲げる職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用をされた職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）として引き続き勤務していたものとした場合に条例第4条第1項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (5) 前項第5号に掲げる職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に条例第4条第1項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額
- (6) 前項第6号に掲げる職員 別に県教育委員会が定める期間及び額

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
（暫定再任用職員に関する経過措置）
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年兵庫県条例第39号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第12条に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）に対するこの規則によ

に改める。

(兵庫県立文化会館の管理に関する規則の一部改正)

第2条 兵庫県立文化会館の管理に関する規則(昭和45年兵庫県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

西播磨文化会館体育室を平日に団体で利用する場合の利用料金の基準額

利用時間	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
金額	2,100円	2,400円	2,400円	4,500円	4,800円	6,900円

淡路文化会館体育室を平日に団体で利用する場合の利用料金の基準額

利用時間	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
金額	2,100円	2,400円	2,400円	4,500円	4,800円	6,900円

(兵庫県立嬉野台生涯教育センターの管理に関する規則の一部改正)

第3条 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの管理に関する規則(昭和54年兵庫県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

冷暖房設備 (青少年宿泊 研修棟)	宿泊をしない場合	200円	300円	200円	600円	600円	900円
	宿泊をする場合	1棟1泊につき 1,300円					

」

を

「

冷暖房設備 (青少年宿泊 研修棟)	宿泊をしない場合	200円	300円	200円	650円	650円	950円
	宿泊をする場合	1棟1泊につき 1,400円					

」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

兵庫県教育委員会訓令第1号

本 庁
教育事務所
県立学校
教育機関

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和43年兵庫県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第10条中「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

（電子公印）

第10条 電子計算機を利用して文書を作成する場合にあつては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により当該電子計算機に記録された公印の印影（以下「電子公印」という。）を当該文書に出力して公印の押印に代えることができる。

- 2 前項の規定により電子公印を文書に出力して公印の押印に代えようとするときは、あらかじめ様式第5号の電子公印実施届を教育長に提出しなければならない。
- 3 電子公印を文書に出力するに当たっては、電子公印に係る印影の改ざんその他の不正を防止するための措置を講ずるものとする。
- 4 電子公印を文書に出力するに当たっては、出力しようとする文書を電子公印の管理者に提示し、審査を受けなければならない。ただし、あらかじめ教育長の承認を受けた電子計算機を利用して作成した文書については、この限りでない。
- 5 電子公印を文書に出力しないこととしたときは、電子計算機に記録した公印の印影を直ちに消去するとともに、教育長にその旨通知しなければならない。

様式第5号を様式第6号とし、様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号（第10条関係）

第 号	
年 月 日	
兵庫県教育長 様	
職 氏 名	
電 子 公 印 実 施 届	
次のとおり電子公印を文書に出力することにより公印の押印に代えることとしますので、届け出ます。	
公 印 の 名 称	
寸 法	
用 途	
シ ス テ ム の 名 称	
不 正 防 止 の 措 置	
実 施 予 定 年 月 日	年 月 日

注1 ひな型は、別紙に記載すること。

2 「システムの名称」の欄は、文書に電子公印の出力をするシステムの名称を記載すること。

3 「不正の防止の措置」の欄は、注2のシステムの開発、導入等に係る協議の状況その他の不正防止の措置について記載すること。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第1号

本 庁
県 立 学 校

兵庫県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

兵庫県教育長 藤 原 俊 平

兵庫県立学校処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県立学校処務規程（昭和44年兵庫県教育長訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 学校運営協議会の委員を任免すること。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。